**「わかやま地域活性化雇用創造プロジェクト」　　参加申込書**

留意事項（裏面）に同意し、以下のとおり「わかやま地域活性化雇用創造プロジェクト」への参加を申し込みます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　R 年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者名 |  |
| 県内事業所名 |  |
| 代表者役職・氏名 |  |
| 本社所在地 | 〒 |
| 事業所所在地 | [ ] 　本社所在地と同じ場合はチェックのみで結構です。〒 |
| 業　　種（該当する分野の□に　レを付けてください。） | **【地域産業活性化コース】**[ ] 食料品製造業(09)[ ] 飲料・たばこ・飼料製造業(10)[ ] プラスチック製品製造業(18)[ ] 金属製品製造業(24)[ ] 生産用機械器具製造業(26)[ ] 業務用機械器具製造業(27)[ ] 電子部品・デバイス・電子回路製造業(28)[ ] 輸送用機械器具製造業(31)[ ] 情報サービス業(39)**【地域雇用活性化コース】**[ ] 農業(01)（個人事業主を除く）[ ] 林業(02)（個人事業主を除く）[ ] 食料品製造業(09)[ ] 飲料・たばこ・飼料製造業(10)[ ] 繊維工業(11)[ ] 木材・木製品製造業(12)[ ] 家具・装備品製造業(13)[ ] その他の製造業(32)[ ] 情報サービス業(39)[ ] 道路旅客運送業(43)[ ] 宿泊業(75)[ ] 飲食店(76)※業種は日本標準産業分類中分類による。[ ] 道路運送旅客業(43)[ ] 宿泊業(75)[ ] 飲食店(76)※業種は日本標準産業分類中分類による。 |
| 主要製品主要サービス |  |
| 資本金 | 万円 | 従業員数 | 人　（うち正規　　　　人）　（うち非正規　　　　人） |
| 担当者氏名 |  | 所属・役職 |  |
| 電話番号（ＦＡＸ番号） |  | E-mail |  |
| 関心のある支援事業の□にレを付けてください。（複数選択可） |
| 【プロジェクト事業】　\*上記業種区分により対象となる事業が異なりますのでご注意ください　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 【地域産業活性化コース】 | 【地域雇用活性化コース】 | 【両コース共通】 |
| [ ] 高度技術習得支援補助金 | [ ] 先端技術コーディネーター派遣 | [ ] 企業経営者向けセミナー | [ ] 合同企業説明会 |
| [ ] 高度人材雇用支援補助金 | [ ] 先端技術講習会 | [ ] 正社員化相談窓口 | [ ] 首都圏での地元企業情報発信 |
| [ ] 先端技術導入支援補助金 | [ ] 先端技術促進セミナー | [ ] 非正規社員向け研修会 | [ ] 林業就職説明会 |
| [ ] 経営戦略支援補助金 | [ ] 県内農産品等販路拡大支援 | [ ] 非正規社員資格取得助成金 |  |
| [ ] ベンチャー企業等育成支援 |  |  |  |
| 【関連支援事業】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| [ ] 地域雇用開発奨励金特例支給 |

〈問い合わせ〉

公益財団法人わかやま産業振興財団 テクノ振興部 地域活性化雇用創造プロジェクト（田辺・加藤木）

　TEL：073-433-8556　　FAX：073-433-8557　　E-mail：chi-pro@yarukiouendan.jp

わかやま地域活性化雇用創造プロジェクト

参加申込に係る留意事項

（趣旨）

１　「和歌山県長期総合計画」を基に、今後の成長が見込まれるメカトロニクス領域や農林及び観光関連産業を「生産性向上分野」と「良質雇用創出対象分野」に位置付け、重点的に支援し、良質で安定的な雇用の創出を図る「わかやま地域活性化雇用創造プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）」の支援事業を事業者のみなさまが活用する際、留意する事項を定めています。

　（支援対象分野及び対象業種）

２　支援対象分野及び対象業種は以下のとおりで、対象業種は、日本標準産業分類中分類によるものです。

1. 生産性向上分野

○　食料品製造業(09)

○　飲料・たばこ・飼料製造業(10)

○　プラスチック製品製造業(18)

○　金属製品製造業(24)

○　生産用機械器具製造業(26)

○　業務用機械器具製造業(27)

○　電子部品・デバイス・電子回路製造業(28)

○　輸送用機械器具製造業(31)

○　情報サービス業(39)

　 (2) 良質雇用創出対象分野

○　農業(01)　（個人事業主を除く）

○　林業(02)　（個人事業主を除く）

○　食料品製造業(09)

○　飲料・たばこ・飼料製造業(10)

○　繊維工業(11)

○　木材・木製品製造業(12)

○　家具・装備品製造業(13)

○　その他の製造業(32)

○　情報サービス業(39)

○　道路旅客運送業(43)

○　宿泊業(75)

○　飲食店(76)

（対象事業者）

　　３　和歌山県内に本社または事業所があり、プロジェクトにおいて支援する事業を活用することで和歌山県内の勤務地で新たな雇用（正規、又は非正規から正規への転換を含む））を予定する事業者で、次の全てに該当する事業者が対象となります。

①　労働関係法令に違反していないこと。

②　雇用保険適用事業所であること。

③　労働保険料を滞納していないこと。

④　厚生労働省所管の雇用関係助成金について、不正受給処分されていない又は不正受給処分されてから３年以上経過していること。

⑤　暴力団と関わりのある事業主ではないこと。

⑥　性風俗関連営業、接待を伴う飲食店営業又はこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主ではないこと。

⑦　補助金等に係る審査等（書類の提出、実地検査の受入、書類の保管など）に協力すること。

⑧　支援対象とする時点で倒産している事業主ではないこと。

（登録等）

４　参加申込書の内容を審査のうえ、プロジェクト参加事業者として登録を行い、その内容についてはプロジェクト事業以外には使用しません。

（公表）

５　プロジェクトのホームページ等での広報に際し事業者名を公表します。

（情報提供）

６　プロジェクトにおける各支援事業の情報について、メール又は郵送で随時情報を提供します。

（事業への協力）

７　支援事業の実施状況や雇用創出効果等の照会にご協力をお願いします。